

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東久留米市八幡町一丁目5番25号

氏名 有限会社山下商事
代表取締役 山下 雅章

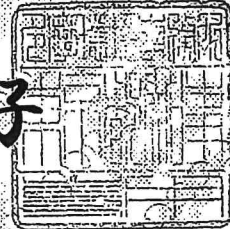
廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第1項
第14条の2第1項

の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池 百合子



許可の年月日 平成30年 3月13日

許可の有効年月日 令和 5年 3月12日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上13種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、
がれき類
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(以上7種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

所在地：東京都東久留米市八幡町一丁目5番8号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の全種類について、搬入又は搬出のいずれか一方は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成10年 3月13日 新規許可

平成30年 3月13日 更新許可

平成31年 4月 5日 変更届

令和元年 9月18日 変更届

令和 2年 8月 5日 変更届

令和 2年10月30日 変更届

令和 3年 3月10日 変更許可

第4回

積替え保管施設の追加（東久留米市八幡町1-5-8）

保管場所の配置、保管量、ペットボトル・缶・瓶の保管の追加

積替え保管施設の廃止（東久留米市八幡町2-11-53）

保管場所の配置、保管量

種類の追加（汚泥、ゴムくず）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

東京都

(裏面)

2 積替え保管施設

所在地：東京都東久留米市八幡町一丁目 5 番 8 号

積替え保管面積：540.9 m^2

最大保管高さ：1.45m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃プラスチック類	コンテナ 8.0 m^3 ×1個	8.0 m^3
廃プラスチック類 (ペットボトル)	フレコンバッグ 1.0 m^3 ×2個	2.0 m^3
木くず	コンテナ 8.0 m^3 ×1個	8.0 m^3
金属くず	コンテナ 8.0 m^3 ×1個	8.0 m^3
金属くず (アルミ缶)	フレコンバッグ 1.0 m^3 ×2個	2.0 m^3
金属くず (スチール缶)	フレコンバッグ 1.0 m^3 ×2個	2.0 m^3
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ 5.0 m^3 ×1個	5.0 m^3
ガラス・コンクリート・陶磁器くず (混合瓶)	コンテナ 5.0 m^3 ×1個	5.0 m^3
がれき類	コンテナ 5.0 m^3 ×3個	15.0 m^3
混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類)	コンテナ 5.0 m^3 ×1個	5.0 m^3
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずの混合物 (廃蛍光灯) (水銀使用製品産業廃棄物)	・直管型廃蛍光灯用容器 0.097 m^3 ×7個 ・環型廃蛍光灯用容器 0.097 m^3 ×1個	0.77 m^3
合 計 保 管 量		60.77 m^3

(以下余白)